

総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和4年4月20日(水) 午前9時30分

2. 開催場所 瀬戸内市役所 2階 大会議室

3. 農業委員 11名中10名出席し、その氏名は次のとおり

太 田 修 尾 上 昭 則 出 射 實 宮 本 英 美
由 喜 門 尊 藤 原 由 果 小 林 桂 治 石 黒 五 月
藤 原 和 正 大 森 茂 利

欠席委員

久 山 英 之

4. 農地利用最適化推進委員

岡 崎 文 明 服 部 千 敏 松 本 英 樹 山 本 和 博
森 部 真 史 山 崎 徹 大河原 律 夫 佐 藤 辰 也
岡 崎 浩 田 中 伸 五 吉 田 宏 山 内 桂 三
金 居 正 彦 北 谷 正 幸 福 池 正 美 安 木 義 忠
射 越 誠 一 山 本 祐 章 茂 成 和 延

欠席委員

正 富 清 人

5. 議事に参与した者

事務局長 服部 博昭

事務局 横見瀬 文子

事務局 藤原 敬士

事務局 坂本 隆也

6. 議事内容

第1号議案 農地法第3条許可申請について

第2号議案 農地法第4条許可申請について

第3号議案 農地法第5条許可申請について

第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
(利用権設定)

そ の 他

■■」。農地の所在地は「牛窓町長浜 4164」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は624㎡。譲受人の農地までの距離は50m。耕作面積は12,293㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■円となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲渡人が管理・耕作ができないことによる所有権移転。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の森部委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

【3番案件】

譲受人「邑久町尾張■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。

譲渡人「長船町服部■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。

農地の所在地は「邑久町尾張 1236-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は2,388㎡。譲受人の農地までの距離は500m。家族数、耕作者数はいずれも5名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■円。「邑久町本庄 5055」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は7,569㎡。譲受人の農地までの距離は2,000㎡。耕作面積は187,075.38㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも5名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■円となっております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲受人が耕作希望による所有権移転。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の金居委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【6番案件】

譲受人「長船町服部■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■」。譲渡人「長船町飯井■■■■■■■■ ■ ■■■ ■■■■ ■■■」。農地の所在地は「長船町飯井277-1」。登記、現況地目はいずれも

「田」。面積は1,181㎡。譲受人の農地までの距離は5,000m。耕作面積は5,848㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも1名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■円となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■ ■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲渡人が高齢のため耕作不可能による所有権移転。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の福池委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【7番案件】

譲受人「長船町服部■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■ ■■■」。譲渡人「長船町飯井■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■ ■■■■」。農地の所在地は「長船町飯井284-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は578㎡。譲受人の農地までの距離は5,000m。耕作面積は5,848㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも1名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■ ■■円となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■ ■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について譲渡人が管理・耕作ができないことによる所有権移転。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の福池委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【8番案件】

譲受人「長船町服部■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■ ■■■」。譲渡人「長船町飯井■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■ ■■■■」。農地の所在地は「長船町飯井304-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,152㎡。譲受人の農地までの距離は5,000m。耕作面積は5,848㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも1名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■ ■■円となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■ ■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲渡人が高齢のため、耕作・管理ができないことによる所有権移転。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の福池委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【9番案件】

譲受人「長船町飯井■■■■■■■ ■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■」。
譲渡人「長船町飯井■■■■■■■ ■■■ ■■■■ ■■■」。

農地の所在地は「長船町飯井1610」。「長船町飯井1611-1」登記、現況地目はいずれも「田」。面積は618㎡、同じく面積は1,216㎡。譲受人の農地までの距離は500m。耕作面積は61,033.46㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも1名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■ 円となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■ ■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

以上、事務局から第1号議案の説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございます。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。1番、2番案件について、森部委員より説明をお願いいたします。

森部委員 1番・2番案件についてご説明します。1番案件の譲渡人が今後岡山に帰省することがないため、農地を処分したいと相談したところ話がまとまりました。2番案件の譲受人は大規模農家であり、隣の畑で耕作しているため、購入してくれと話があり、相談したところ話がまとまりました。1・2番案件共に特に問題はありません。周辺農地への問題もないと思われます。よろしくお願ひします。

議長 はい、ありがとうございます。続きまして、3番案件について、山崎委員、正富委員の代読として事務局、4番案件についても同じく、正富委員の代読として事務局、お願ひします。

山崎委員 3番案件についてご説明します。譲受人の■■■さんですが、農業に大変な意欲がある方で、特に問題はありません。周辺農地への問題もないと思われます。

事務局 事務局から説明させていただきます。3番案件については、割愛させていただきます。

4番案件についてご説明します。譲渡人が市外に在住しており、将来、帰省し農業をすることはなく、代わりに農業をしてくれる人をと相談したところ話がまとまりました。特に問題はありません。周辺の内への問題もないと思われます。よろしくお願ひします。

議長 はい、ありがとうございます。続きまして、5番案件について、金居委員、お願ひします。

金居委員 5番案件についてご説明します。譲受人は現在、岡山市に在住ですが、虫明の出身の方で、譲渡人とは古くから友人関係であり、譲渡人の父が亡くなって耕作放棄地になっていることもあり、譲受人が相談したところ話がまとまりました。特に問題はありません。周辺農地への問題もないと思われます。

議長 はい、ありがとうございます。続きまして、6番、7番、8番、9番案件について、福池委員、お願ひします。

福池委員 6番、7番、8番案件についてご説明します。譲渡人3名は後継者がなく以前より、売却を希望しており、知り合いの譲受人に相談したところ話がまとまりました。特に問題はないと思います。9番案件についても同じく、譲受人に相談したところ、話がまとまりました。特段それぞれ問題はないかと思われます。よろしくご審議のほどよろしくお願ひいたします。

- 議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、10番案件について、安木委員、お願いします。
- 安木委員 10番案件についてご説明します。譲受人は大規模農家であり、更に農業規模の拡大を希望しており、相談したところ話がまとまりました。特に問題はないと思います。
- 議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、11番案件について、射越委員、お願いします。
- 射越委員 11番案件についてご説明します。譲受人が地元に戻って農業を広めたいと希望しており、譲渡人に相談したところ話がまとまりました。特に問題はないと思います。
- 議 長 はい、ありがとうございました。以上で担当委員さんからの意見は終わりましたが、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。
(意見なし)
- 議 長 ご意見ないようですので、採決に入らせていただきます。
ただ今の第1号議案農地法第3条許可申請、1番案件から11番案件について、許可に賛成の方、挙手願います。
- 議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。
続きまして第2号議案、農地法第4条許可申請について、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 それでは議案資料3頁目をご覧ください。第2号議案農地法第4条許可申請についてご説明いたします。
【1番案件】
譲受人「長船町八日市■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「長船町八日市279-2」。地目は「田」。面積は156.00㎡。転用目的は「公衆用道路」。農地区分は第1種農地で10aあたりの収量は米450kgとなっております。資金は、■■■■。隣地への被害はありません。なお、農用地区域外農地であります。資料9ページをご覧ください。市立行幸小学校から西へ約100mところに位置しております。
以上、事務局からの説明を終わります。
- 議 長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたと思います。1番案件について、山本委員お願いします。
- 山本委員 1番案件についてご説明します。また、当該申請について、排水等についても特に問題なく、近隣農地等についても特に支障はありません。よろしく願いいたします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。それでは、ただいまの第2号議案につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

- 辺農地についても特に問題ないと思われます。よろしくお願ひいた
します。
- 議 長 はい、ありがとうございます。続きまして、4番、5番案件につい
て、射越委員お願ひします。
- 射 越 委 員 4番案件についてご説明します。相手方が長期間、耕作をされていな
い田であり、買取が決まり申請を行いました。特に問題もないかと思
います。5番案件についてですが、娘の家を建てるとのこと、排水等
問題はないと思ひます。
- 議 長 はい、ありがとうございます。続きまして、6番、7番、8番、9
番案件について、山本委員お願ひします。
- 山 本 委 員 6番案件についてご説明します。申請地は長船駅の右側で周辺の宅地
開発がされておる地域であり、地元住民、周辺地権者からも同意があ
ることから、特に問題もないかと思ひます。7番、8番、9番案件に
ついてですが、従来住宅に計画されていること、地元住民、周辺地
権者からも同意があることから、特に問題もないかと思ひます。
- 議 長 はい、ありがとうございます。続きまして、10番案件について、
茂成委員お願ひします。
- 茂 成 委 員 10番案件についてご説明します。相手方は県外に在住しており、今
後、耕作をする予定はないと。近隣の申請人が露天駐車場にしたいと
申し出ありました。特に問題もないかと思ひます。
- 議 長 はい、ありがとうございます。それでは、ただいまの第3号議案に
つきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願ひいたします。
(意見なし)
それでは、ご意見ないようですので、意見がないものとして農業委員
会として意見を付してよろしいか。
(全員賛同の声)
それでは意見なしといたしまして、続いて、採決に入らせて頂きます。
第3号議案 農地法第5条許可申請について、1番から10番までの
案件に、許可に賛成の方は挙手をお願ひします。
(賛成者挙手)
- 議 長 はい、全員賛成ということで、承認とさせていただきます。
続きまして、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農地利用集
積計画について(利用権設定)ということで、事務局の説明をお願ひ
します。
- 事 務 局 それでは第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計
画についてご説明いたします。議案資料6～8頁目をご覧ください。
【第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画につ
いて議案書をもとに朗読】

以上、事務局からの説明を終わります。

議長 はい、ただ今の第4号議案につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

(意見なし)

ご意見ないようですので、第4号議案につきまして、承認とさせていただきます。

それでは最後のその他の項目に入らせていただきます。事務局、お願いします。

事務局 まず、今後の総会の予定を申し上げます。5月の通常総会については5月18日水曜日に瀬戸内市役所 2階大会議室で開催予定となっております。6月の通常総会につきましては、6月9日木曜日に瀬戸内市役所 2階大会議室で開催予定となっております。

議長 他にご意見・ご質問はありませんか。

それではご意見もないようですので、これをもちまして、令和4年度4月の総会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

(午前10時00分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和4年4月20日

議長

署名委員

署名委員